

TOPICS 01

除雪作業にご協力をお願いします

市では、冬期の交通を安全で快適なものにするために、除雪計画を策定し道路除雪を行っています。道路除雪に関するさまざまな要望に対応するよう努めていますが、雪国での生活をより快適に過ごすためには、町会や地域ぐるみでの助け合いも必要になります。市民の皆さんのお除雪作業へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

市からのお願い

雪を道路に出さないで

除雪車で寄せた雪を道路に返したり、各家庭の雪を道路に押し出さないでください。

やめよう路上駐車

交通障害や事故防止のため、路上駐車はやめてください。



深夜作業にご協力を

除雪作業は、交通渋滞を引き起こさないために、交通量の少ない深夜、早朝を中心に行われます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ください。



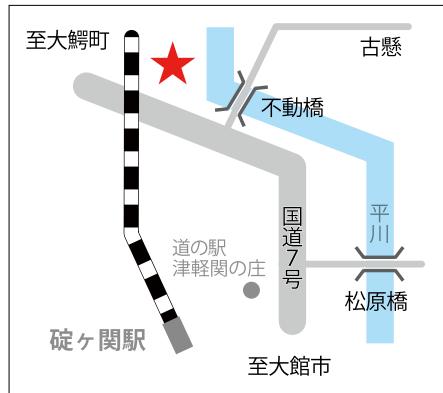
融雪溝の蓋は必ず閉めて

蓋を開けたままにしておくと、除雪車による破損や歩行者の転落事故などの原因になりますので、使用後は確実に閉めてください。蓋を閉めないと、除雪車による破損した場合には、使用者に修理をお願いすることになりますのでご注意ください。

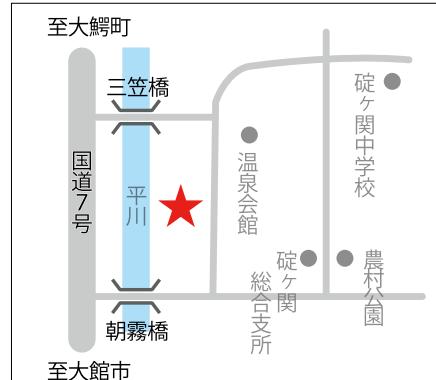
雪置き場設置場所 (5か所)

雪置き場は、市内外に5か所を設置予定です。市民の方は、いずれにも雪を置くことができます。ただし、自然環境を守るためにもごみは持ち込まないでください。また、雪を置く際は、奥から順に置いてください。

1. 不動橋付近 (平川市碇ヶ関)



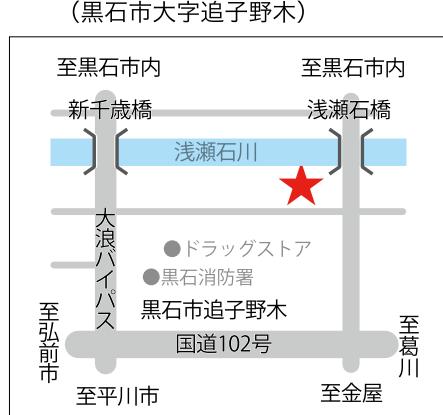
2. 朝霧橋付近 (平川市碇ヶ関)



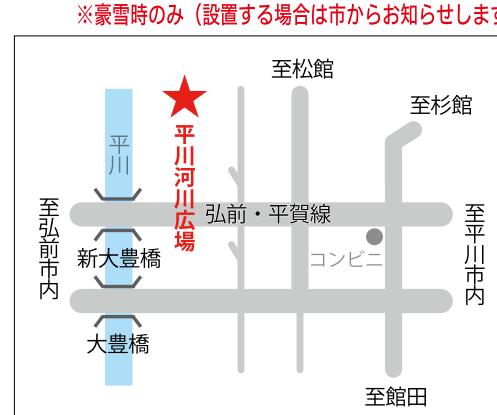
3. 弘南大橋付近 (平川市日沼)



4. 浅瀬石橋付近 (黒石市大字追子野木)



5. 平川河川広場付近 (平川市苗生松)



期間

12月1日(火)～
令和3年2月28日(日)

時間

8:30～17:00

※期間は降雪事情により前後する場合があります。ご了承ください。

TOPICS 02

水道管の凍結にご注意を！

気温がマイナス4度以下の厳しい寒さになると水道管が凍結し、破裂する恐れがあります。冬期間は水道管が凍らないように心がけましょう。



凍結から守るために…

■水道管を保温する

水道管や蛇口部分を身边にある布や毛布などを巻いて保温する。

■水抜栓を使って水道管の水を抜く

水抜栓を完全に閉めて、蛇口を全部開ける。しばらくして「スー」と空気が入ったのを確認してから蛇口を閉める。

※夜間や長い期間使わないときは、水抜き作業を行いましょう。

※水抜栓は、漏水の原因となることがあるので、完全に開けきるか、閉めきるかして使用してください。

凍結したときは…

無理に蛇口などを回さないでください。
蛇口など露出している部分にタオルや布を巻いて、お湯を少しづつかけてください。
直らない時や破裂した時は、水抜栓を閉めて、市の指定給水装置工事事業者へ連絡してください。



[問合せ] 上下水道課 総務係 ☎44-1111（内線 1110）

TOPICS 03

考えませんか、ごみのこと



◆ごみ処理施設へ搬入されたごみに混ざっていた缶、びん、ペットボトルなど

資源物はリサイクルしましょう！

市内から収集された家庭ごみは、ごみ処理施設へ搬入され、処理されています。しかし、搬入されたごみの中には、古紙類や、缶、びん、ペットボトルなどの資源物が多く混入されています。

これらをごみとして捨てるのではなく、リサイクルすることで、ごみの排出量を減らすことができます。

資源物は町会内にある資源物集積所や、健康センター・尾上総合支所・碇ヶ関総合支所の敷地内にある資源物回収ステーションに出し、リサイクルしましょう。



[問合せ] 市民課 環境衛生係 ☎44-1111（内線 1226）

TOPICS 04

「個人番号カード交付申請書」が送付されます

マイナンバーカードの更なる普及のため、「地方公共団体情報システム機構」(都道府県と市町村が共同で運営する組織)より全国一斉に、「個人番号カード交付申請書」が送付されます。この交付申請書は、個人ごとに送付され、「氏名・住所・生年月日・性別など」のほか、ご自分でスマートフォンやパソコンからオンラインで交付申請ができるように、「QRコード」も印刷されています。ぜひこの機会にマイナンバーカードを取得してみませんか?

●送付対象者

マイナンバーカードをお持ちでない方
(交付申請済みの方や、75歳以上の方
などを除く)

●発送の時期

12月下旬から令和3年3月まで



＼交付申請補助・出張申請受付も行っております！／

市役所でも交付申請受付(顔写真の無料撮影など)や、出張申請受付(※)を行っております。ぜひ、お気軽に問い合わせください。
※出張申請受付：交付申請をご希望の市民5人以上の申し込みで、市職員が会社・集会所・個人宅などに申請受付に伺います。(訪問時間は平日の9:00～16:00)

[問合せ] 市民課 市民係 ☎44-1111 (内線1222)

TOPICS 05

令和3年度固定資産税を軽減します

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した方の、令和3年度固定資産税の軽減措置を行います。

●申告期間／1月4日(月)～2月1日(月)(必着)

※申告期限を過ぎた場合、軽減措置を受けられませんので、必ず期限内に申告してください。

●対象／新型コロナウイルス感染症の影響で一定の収入の減少があった中小事業者等など

※中小事業者等とは、

- ・個人の場合：常時使用する従業員の数が1,000人以下
- ・法人の場合：資本金の額または出資金の額が1億円以下

　　資本金または出資を有しない場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下

●軽減内容／令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上が、前年の同期間と比べて

- ・50%以上減少している場合：全額

- ・30%以上50%未満減少している場合：2分の1

●軽減対象資産／令和3年1月1日時点で所有している事業用家屋・償却資産

※土地や自己の居住用の家屋は対象外です。

※事業用と居住用が一体となっている家屋は、事業専用割合に応じた部分が対象です。

●提出書類

①新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の課税標準の特例申告書

※市へ提出する前に、認定経営革新等支援機関など(税理士や公認会計士など)による、売上高減少などの確認を受ける必要があります。

②事業収入が減少したことを証する書類

…会計帳簿や青色申告決算書、収支内訳書などの写し

③特例(軽減)の対象となる資産(家屋)を確認する書類

…特例対象資産一覧

※申告書や資産一覧様式は市ホームページからダウンロードしていただけます。税務課の窓口で配布しています。

●提出先・提出方法

税務課窓口へ持参、または郵送で提出してください。

〒036-0104

平川市柏木町藤山25番地6

平川市役所 税務課

固定資産税係



[問合せ] 税務課 固定資産税係 ☎44-1111 (内線1245)

令和3年度固定資産税(償却資産) の申告について

個人や会社で事業を行っている方で、事業に用いる機械・備品などの償却資産をお持ちの場合、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告する必要があります(所得税・法人税の申告とは別に申告が必要です)。

申告書用紙などが必要な方には、市役所からお送りしますのでご連絡ください。

なお、下記に該当する償却資産については申告不要です。

①使用可能期間が1年未満のもの

②取得金額が10万円未満で、法人税法などの規定により一時損金算入とするもの

③取得金額が20万円未満で、法人税法などの規定により3年間で一括償却とするもの

④自動車税や軽自動車税の課税対象となる車両

※償却資産として申告が必要な車両は、大型特殊自動車のみです。

[問合せ] 税務課 固定資産税係 ☎44-1111 (内線1245)

TOPICS 06

「三ない運動」をご存じですか？～政治家の寄附禁止～

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。そこで、この機会に改めてご理解いただきたいのが、「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めるとも、公職選挙法により禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義に関わらず、罰則をもって禁止されています。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、脅して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。



④政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義に関わらず処罰されます。

⑤年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

[問合せ] 選挙管理委員会事務局 ☎44-1111 (内線 1450)

TOPICS 07

投票立会人を募集しています

市選挙管理委員会では、市民の皆さんに政治や選挙に対する関心を高め、選挙を身近なものに感じていただくため、投票立会人候補者を募集しています。募集期限はなく、登録は隨時行っています。

◆登録資格

- 平川市の選挙人名簿に登録されている有権者で概ね50歳までの方
- 政治活動や選挙運動に関わっていない方
- 公民権がある方

◆仕事の内容

イオンタウン平賀に開設する投票日当日の共通投票所・期日前投票所において投票が公正に行われるよう立会をしていただきます。

◆従事する日

各選挙の投票日当日、公示（告示）の日の翌日から投票日の前日までの期間のうち、希望する日

※選挙の時期が近付いてきましたら、選挙管理委員会から改めてご連絡し、ご都合をお伺いします。

◆従事する場所と時間

- 従事場所 イオンタウン平賀
- 従事時間 ▶共通投票所 9:00～20:00
▶期日前投票所 10:00～19:00

※適宜休憩あり

◆報酬

- ▶共通投票所 日額9,200円
 - ▶期日前投票所 日額7,400円
- ※規定の所得税を源泉徴収します。



◆応募方法

「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入の上、選挙管理委員会事務局へご持参いただくか、郵送、FAXまたは電子メールで提出してください。

申込書は、市ホームページからのダウンロードできるほか、市選挙管理委員会事務局にも用意しています。

◆応募先

〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6

平川市選挙管理委員会事務局

FAX : 44-8619 E-mail : senkyo@city.hirakawa.lg.jp

◆受付時間

平日の8:15～17:00 (土日祝日・年末年始は除く)

登録について

◆登録から選任までの流れ

申請後は選挙人名簿等を確認し、後日登録の有無についてご連絡します。

選挙ごとに、登録された方へ従事の可否や従事希望日等を確認します。

希望者が多い場合は選挙ごとに日程等を調整のうえ、投票立会人を選任し、通知します。

◆登録の取消しについて

登録を取消したい場合は、市選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

[問合せ] 選挙管理委員会事務局 ☎44-1111 (内線 1450)